

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和6年4月30日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和6年3月15日から令和6年4月30日まで

（2）現地調査箇所

大広田地区センター、針原地区センター、広田地区センター

水橋中部地区センター、三郷地区センター

大広田公民館、針原公民館、広田公民館、水橋中部公民館、三郷公民館

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 市民生活部 地域コミュニティ推進課

地区センター（17箇所）

奥田、奥田北、岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田、広田、新庄、

新庄北、藤ノ木、水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条

イ 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館（17箇所）

奥田、奥田北、岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田、広田、新庄、

新庄北、藤ノ木、水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条

（2）対象期間

令和5年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 財産の管理事務について

ウ 給与関係（超過勤務手当等）について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 地区センター

ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(萩浦)

イ 公印（公民館長印）の備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。(岩瀬)

ウ 週休日に行った勤務について、4 時間以上 7 時間 45 分未満の勤務 2 回分をあわせて、1 日の週休日として割振り変更しているものが見受けられたので、改善を図られたい。(水橋東部)

エ 令和 6 年能登半島地震の対応に係る避難所運営等の業務への事務従事に伴う管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数あった。(大広田、浜黒崎、水橋東部)

(イ) 管理職員特別勤務手当及び災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数あった。(三郷)

(ウ) 災害応急作業等手当は日額で定める手当であるが、同日に行われた深夜時間帯を含む勤務について、日中単価と深夜単価の両方を申請したことにより、過大支給となっているものがあった。(新庄)

(2) 公民館

ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(岩瀬)

イ 公民館使用料の算定について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 富山市公民館条例に定める使用時間区分によらずに算定しているものが複数あった。(藤ノ木)

(イ) 富山市公民館使用料減免還付取扱要綱に定める減免の対象に該当しない場合に全額減免とし、使用料を徴収していなかった。(新庄)

ウ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給について、超過勤務実施後に実績をシステムに入力しなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(大広田)

エ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給について、1 日 7 時間 45 分に達するまでの勤務についての支給割合は 100/100、それを超えた場合は 125/100 とすべきところ、1 日 7 時間 45 分を超えた時間に対しても 100/100 で支給したため、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(奥田北、豊田)

オ 旅費の支給について、市内・県内等出張命令簿に通算路程を誤って記載したことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(藤ノ木)

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 市民生活部 地域コミュニティ推進課

今回実施した地区センターの定期監査において、懇親会を伴う研修会等に参加した際の負担金を公費負担している事例が複数見受けられた。懇親会は私的な飲食とみなされるため、研修会にかかる経費と懇親会にかかる経費とをできる限り明確にした上で懇親会の公費負担について検討されたい。